

2019年度 実務経験のある教員等による授業科目一覧表

	科目コード	学 科 目	授業形態	履修区分	履修数		学年	主な担当者	実務経験
					時間	単位			
専	C3150	全部床義歯学	講義	必修	60	2	3	黒岩 昭弘	歯科医師
	C4010	歯科補綴学実習Ⅰ	実習	必修	90	3	4	羽鳥 弘毅	歯科医師
	C4020	部分床義歯学	講義	必修	60	2	4	羽鳥 弘毅	歯科医師
	C4030	歯科補綴学実習Ⅱ	実習	必修	90	3	4	羽鳥 弘毅	歯科医師
	C4040	冠・架工義歯学	講義	必修	60	2	4	羽鳥 弘毅	歯科医師
	C3160	歯冠彫刻実習	実習	必修	30	1	3	羽鳥 弘毅	歯科医師
	C3170	保存修復学	講義	必修	60	2	3	吉成 伸夫	歯科医師
	C4060	保存修復学実習	実習	必修	90	3	4	山本 昭夫	歯科医師
	C3180	小児歯科学	講義	必修	30	1	3	大須賀 直人	歯科医師
	C4065	小児歯科学	講義	必修	30	1	4	大須賀 直人	歯科医師
門	C3190	歯科矯正学	講義	必修	30	1	3	岡藤 範正	歯科医師
	C4080	歯科矯正学	講義	必修	30	1	4	岡藤 範正	歯科医師
	C4095	小児・矯正基礎実習	実習	必修	60	2	4	大須賀 直人	歯科医師
	C3200	口腔外科学	講義	必修	30	1	3	芳澤 享子	歯科医師
	C4100	口腔外科学	講義	必修	60	2	4	芳澤 享子	歯科医師
	C4110	歯科麻酔学	講義	必修	60	2	4	澁谷 徹	歯科医師
	C4120	歯科放射線学	講義	必修	60	2	4	田口 明	歯科医師
	C3205	歯内療法学	講義	必修	30	1	3	吉成 伸夫	歯科医師
	C4130	歯内療法学	講義	必修	30	1	4	吉成 伸夫	歯科医師
	C4140	歯内療法学実習	実習	必修	60	2	4	吉成 伸夫	歯科医師
教	C3210	歯周病学	講義	必修	30	1	3	吉成 伸夫	歯科医師
	C4150	歯周病学	講義	必修	30	1	4	吉成 伸夫	歯科医師
	C4160	歯周病学実習	実習	必修	60	2	4	吉成 伸夫	歯科医師
	C3220	内科学	講義	必修	60	2	3	前島 信也	医師
	C3230	外科学	講義	必修	30	1	3	小池 祥一郎	医師
	C4105	口腔インプラント学	講義	必修	30	1	4	各務 秀明	歯科医師
	C4180	障害者歯科学	講義	必修	30	1	4	靱島 弘之	歯科医師
	C4185	高齢者歯科学	講義	必修	30	1	4	靱島 弘之	歯科医師
	C4187	摂食嚥下療法学	講義	必修	30	1	4	靱島 弘之	歯科医師
	C3251	医療面接法	講義	必修	30	1	3	森 啓	歯科医師
育	C3015	隣接医学	講義	必修	30	1	3	太田 浩一	医師
	C4192	臨床予備演習	演習	必修	60	2	4	芳澤 享子	歯科医師
	D5001	臨床講義	講義	必修	150	5	5	亀山 敦史	歯科医師
								國松 和司	歯科医師
								吉成 伸夫	歯科医師
								黒岩 昭弘	歯科医師
								羽鳥 弘毅	歯科医師
								倉澤 郁文	歯科医師
								芳澤 享子	歯科医師
								岡藤 範正	歯科医師
田口 明								歯科医師	
大須賀 直人								歯科医師	
靱島 弘之	歯科医師								
靱島 弘之	歯科医師								
澁谷 徹	歯科医師								
森 啓	歯科医師								
科	E6010	総合講義6年	講義	必修	960	31	6	黒岩 昭弘	歯科医師
								羽鳥 弘毅	歯科医師
								亀山 敦史	歯科医師
								吉成 伸夫	歯科医師
								大須賀 直人	歯科医師
								岡藤 範正	歯科医師
								各務 秀明	歯科医師
								澁谷 徹	歯科医師
								田口 明	歯科医師
								靱島 弘之	歯科医師
森 啓	歯科医師								
靱島 弘之	歯科医師								
目	D5500	臨床実習	実習	必修	1644	37	5	吉成 伸夫	歯科医師
								黒岩 昭弘	歯科医師
								倉澤 郁文	歯科医師
								森 啓	歯科医師
								芳澤 享子	歯科医師
								岡藤 範正	歯科医師
								大須賀 直人	歯科医師
								田口 明	歯科医師
								靱島 弘之	歯科医師
								澁谷 徹	歯科医師
	合計				4254	123			
	省令で定める基準単位数					19			